

# 所得控除

所得控除とは、納税義務者本人に配偶者や扶養親族等があったり、医療費の支出があったりしたときなどの個人的な事情を考慮して、負担の不均衡を調整し、能力に応じた税負担を求めるために総所得金額から一定の金額を控除するものです。

## (1) 雑損控除

納税義務者本人または総所得金額等が48万円以下の生計を一にする配偶者その他の親族が、災害や盗難などで住宅や家財に損害を受けた場合や災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした場合に、雑損控除を受けることができます。

次のうち、いずれか多い方の金額

- ア (損失額－保険金等による補てん額)－総所得金額等の10%
- イ (災害関連支出の金額)－5万円

## (2) 医療費控除

納税義務者本人または生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額を超えるときは、その医療費の額を基に計算される金額の控除を受けることができます。

次のうち、どちらか一方のみを選択して受けることができます。

- ア 従来の医療費控除（控除限度額200万円）

納税義務者本人や生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合

(支払った医療費－保険金等により補てんされた金額)－10万円または総所得金額等の5%のいずれか少ない金額

- イ セルフメディケーション税制（医療費控除の特例：控除限度額8万8千円）

健康保持増進及び疾病予防のため一定の取組（※1）を行っている方が、本人又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払ったスイッチOTC医薬品（※2）の購入費用が1万2千円を超える場合

(支払ったスイッチOTC医薬品の額－保険等により補てんされた金額)－1万2千円

※1 特定健康診査、予防接種、健康診断、がん検診など

※2 医師によって処方される医療用医薬品で、店舗販売できる一般医薬品（OTC医薬品）に転換されたもの。対象となる医薬品は厚生労働省のHPに掲載されているほか、パッケージに対象である旨を示すマークがついています。

## (3) 社会保険料控除

納税義務者本人または生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合には、その支払った金額について控除を受けることができます。社会保険料には、国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料などがあります。

## (4) 小規模企業共済等掛金控除

納税義務者本人が小規模企業共済法に規定された共済契約に基づく掛金等を支払った場合には、その支払った金額について控除を受けることができます。

控除できる掛け金は次の3つになります。

- ①小規模企業共済法に規定された共済契約の掛金
- ②確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金または個人型年金加入者掛金（iDeCoの掛金など）
- ③地方公共団体が実施する、いわゆる心身障害者扶養共済制度の掛金等

## (5) 生命保険控除

生命保険や介護医療保険、個人年金保険の契約をしている方は、その保険料の支払い金額に応じて控除を受けることができます。

一般の生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料の控除額は以下の表のとおりです。

なお、契約日によって計算方法が異なりますのでご注意ください。

### ○旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約）

種類	住民税		所得税（参考）	
	支払った保険料の額	生命保険料控除額	支払った保険料の額	生命保険料控除額
一般生命保険料控除	15,000円以下	支払保険料の全額	25,000円以下	支払保険料の全額
	15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円	25,001円～50,000円	支払保険料×1/2+12,500円
	40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円	50,001円～100,000円	支払保険料×1/4+25,000円
	70,001円以上	一律 35,000円	100,001円以上	一律 50,000円
個人年金保険料控除	15,000円以下	支払保険料の全額	25,000円以下	支払保険料の全額
	15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円	25,001円～50,000円	支払保険料×1/2+12,500円
	40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円	50,001円～100,000円	支払保険料×1/4+25,000円
	70,001円以上	一律 35,000円	100,001円以上	一律 50,000円
生命保険と個人年金の両方がある場合		生命保険と個人年金それぞれで算出した控除額の合計額 (※ただし、控除限度額は70,000円)		生命保険と個人年金それぞれで算出した控除額の合計額 (※ただし、控除限度額は100,000円)

### ○新契約（平成24年1月1日以降に締結した保険契約）

種類	住民税		所得税（参考）	
	支払った保険料の額	生命保険料控除額	支払った保険料の額	生命保険料控除額
一般生命保険料控除	12,000円以下	支払保険料等の全額	20,000円以下	支払保険料の全額
	12,001円～32,000円	支払保険料等×1/2+6,000円	20,001円～40,000円	支払保険料×1/2+10,000円
	32,001円～56,000円	支払保険料等×1/4+14,000円	40,001円～80,000円	支払保険料×1/4+20,000円
	56,001円以上	一律 28,000円	80,001円以上	一律 40,000円
個人年金保険料控除	12,000円以下	支払保険料等の全額	20,000円以下	支払保険料の全額
	12,001円～32,000円	支払保険料等×1/2+6,000円	20,001円～40,000円	支払保険料×1/2+10,000円
	32,001円～56,000円	支払保険料等×1/4+14,000円	40,001円～80,000円	支払保険料×1/4+20,000円
	56,001円以上	一律 28,000円	80,001円以上	一律 40,000円
介護医療保険料控除	12,000円以下	支払保険料等の全額	20,000円以下	支払保険料の全額
	12,001円～32,000円	支払保険料等×1/2+6,000円	20,001円～40,000円	支払保険料×1/2+10,000円
	32,001円～56,000円	支払保険料等×1/4+14,000円	40,001円～80,000円	支払保険料×1/4+20,000円
	56,001円以上	一律 28,000円	80,001円以上	一律 40,000円
生命保険・個人年金・介護がある場合		生命保険、個人年金、介護それぞれで算出した控除額の合計額 (※ただし、控除限度額は70,000円)		生命保険、個人年金、介護それぞれで算出した控除額の合計額 (※ただし、控除限度額は120,000円)

※新契約と旧契約の保険料の支払いがある場合の控除については、①新制度で計算した控除額、②旧制度で計算

した控除額、③新制度と旧制度の双方で計算した控除額を合算した控除額（限度額は新制度が適用）のどちらか有利な控除額が適用されます。

例：（新）生命保険料支払額 25,000 円、（旧）生命保険料支払額 75,000 円の場合

それぞれの控除額が、（新）生命保険料控除額 18,500 円（①）

（旧）生命保険料控除額 35,000 円（②）

双方の控除額の合計額 28,000 円※1（③）

①～③の中で、有利な控除額は②となるため、（旧）生命保険料控除額が適用となります。

※1 合計額は 53,500 円ですが、新制度の限度額が適用になり、（新）一般生命保険料控除の限度額が 28,000 円であるため、この場合、合計額は 28,000 円となります。

## （6）地震保険料控除

地震保険の契約をしている方は、その保険料の支払金額に応じて控除を受けることができます。

種類	住民税		所得税（参考）	
	支払った保険料の額	地震保険料控除額	支払った保険料の額	地震保険料控除額
地震保険	50,000円以下	支払保険料×1/2	50,000円以下	支払保険料の全額
	50,001円以上	25,000円	50,001円以上	50,000円
旧長期損害保険	5,000円以下	支払保険料の全額	10,000円以下	支払保険料の全額
	5,001円～15,000円	支払保険料×1/2+2,500円	10,001円～20,000円	支払保険料×1/2+5,000円
	15,001円以上	10,000円	20,001円以上	15,000円

※地震保険料控除と旧長期損害保険控除を合算する場合、住民税は 25,000 円、所得税は 50,000 円が上限となります。

## （7）障害者控除

前年 12 月 31 日時点において、納税義務者本人または同一生計配偶者、扶養親族が障害者である場合に受けることができます。

種類	住民税	所得税（参考）	控除額の差
	控除額	控除額	
普通障害者	260,000円	270,000円	10,000円
特別障害者	300,000円	400,000円	100,000円
同居特別障害者	530,000円	750,000円	220,000円

※特別障害者とは、障害の程度が身体障害者手帳で 1 級または 2 級、療育手帳で A、精神障害者保健福祉手帳で 1 級の方などが該当します。

※同居特別障害者とは、扶養されている特別障害者のうち、納税義務者本人、その配偶者または納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居している方

## （8）扶養控除

納税義務者本人が配偶者以外の親族を扶養している場合に受けることができます。

区分	住民税	所得税（参考）	控除額の差
	控除額	控除額	
一般の扶養親族	330,000円	380,000円	50,000円
特定扶養親族（19歳以上23歳未満）	450,000円	630,000円	180,000円
老人扶養親族 （70歳以上）	同居老親等以外の方	380,000円	480,000円
	同居老親等	450,000円	580,000円
年少扶養（15歳以下の場合）	0円	0円	0円

※扶養親族とは、納税義務者本人と生計を一にする、合計所得金額が48万円以下の親族

※同居老親等とは、上記老人扶養親族のうち、納税義務者本人または配偶者の直系尊属（父母や祖父母等）で納税義務者本人または配偶者と同居している方

※青色事業専従者給与の支払を受ける者、事業専従者を除きます。

※他の人の扶養控除の対象者の場合は重複扶養できません。

## （9）配偶者控除・配偶者特別控除

### ○住民税

区分	配偶者の合計所得金額		（参考） 配偶者の年収	給与所得者の合計所得金額			
				900万円以下	900万円超～ 950万円以下	950万円超～ 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者控除	48万円以下	配偶者が70歳未満	103万円以下	33万円	22万円	11万円	0円
		配偶者が70歳以上		38万円	26万円	13万円	0円
配偶者特別控除	48万円超～95万円以下	103万円超～150万円以下		33万円	22万円	11万円	0円
	95万円超～100万円以下	150万円超～155万円以下					0円
	100万円超～105万円以下	155万円超～160万円以下		31万円	21万円		0円
	105万円超～110万円以下	160万円超～166万7,999円以下		26万円	18万円	9万円	0円
	110万円超～115万円以下	166万7,999円超～175万1,999円以下		21万円	14万円	7万円	0円
	115万円超～120万円以下	175万1,999円超～183万1,999円以下		16万円	11万円	6万円	0円
	120万円超～125万円以下	183万1,999円超～190万3,999円以下		11万円	8万円	4万円	0円
	125万円超～130万円以下	190万3,999円超～197万1,999円以下		6万円	4万円	2万円	0円
	130万円超～133万円以下	197万1,999円超～201万5,999円以下		3万円	2万円	1万円	0円
	133万円超	201万5,999円超		0円	0円	0円	0円

### ○所得税（参考）

区分	配偶者の合計所得金額		（参考） 配偶者の年収	給与所得者の合計所得金額			
				900万円以下	900万円超～ 950万円以下	950万円超～ 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者控除	48万円以下	配偶者が70歳未満	103万円以下	38万円	26万円	13万円	0円
		配偶者が70歳以上		48万円	32万円	16万円	0円
配偶者特別控除	48万円超～95万円以下	103万円超～150万円以下		38万円	26万円	13万円	0円
	95万円超～100万円以下	150万円超～155万円以下					36万円
	100万円超～105万円以下	155万円超～160万円以下		31万円	21万円	11万円	0円
	105万円超～110万円以下	160万円超～166万7,999円以下		26万円	18万円	9万円	0円
	110万円超～115万円以下	166万7,999円超～175万1,999円以下		21万円	14万円	7万円	0円
	115万円超～120万円以下	175万1,999円超～183万1,999円以下		16万円	11万円	6万円	0円
	120万円超～125万円以下	183万1,999円超～190万3,999円以下		11万円	8万円	4万円	0円
	125万円超～130万円以下	190万3,999円超～197万1,999円以下		6万円	4万円	2万円	0円
	130万円超～133万円以下	197万1,999円超～201万5,999円以下		3万円	2万円	1万円	0円
	133万円超	201万5,999円超		0円	0円	0円	0円

※夫と妻の両方が配偶者控除及び配偶者特別控除を受けることはできません。

※前年の12月31日の現況で判断します。

※事業専従者や内縁の妻または夫は対象外です。

※合計所得金額が48万円（給与収入のみで年収103万円）を超えた場合は扶養の人数には含まれません。よって、住民税非課税判定の人数に含まれないほか、配偶者が障がい者であっても障害者控除の対象にならないのでご注意ください。

## （10）ひとり親・寡婦控除

前年12月31日において、配偶者と離別・死別した後結婚していないなど、寡婦の状態にある納税者、もしくは、現に婚姻していない者で所得48万円以下の生計を一にする子がいる納税者は、寡婦・ひとり親控除を受けられる場合があります。

### ①ひとり親控除

現に婚姻していない方または配偶者が生死不明などの方で次のいずれにも該当する方

ア 合計所得金額が500万円以下の方

イ 総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいること

ウ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと（住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」と記載がない方）

### ②寡婦控除

上記の「ひとり親」に当てはまらない方で次のいずれにも該当する方

ア 夫と離婚した後婚姻していない方で、扶養親族を有し合計所得金額が500万円以下の方、あるいは、夫と死別した後婚姻していない方または夫が生死不明の方で合計所得金額が500万円以下の方

イ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと（住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」と記載がない方）

区分	住民税	所得税（参考）	控除額の差
	控除額	控除額	
ひとり親控除（母親）	30万円	35万円	5万円
ひとり親控除（父親）	30万円	35万円	1万円
寡婦控除	26万円	27万円	1万円

## （11）勤労学生控除

納税義務者本人が学生で給与所得等の勤労による所得があり、合計所得金額が75万円以下で、そのうち勤労によらない所得（不動産所得など）が10万円以下の場合に受けることができます。

区分	住民税	所得税（参考）	控除額の差
	控除額	控除額	
勤労学生控除	26万円	27万円	1万円

## （12）基礎控除

すべての納税義務者本人が受けることのできる控除です。

合計所得	住民税	所得税（参考）	控除額の差
	控除額	控除額	
2,400万円以下	43万円	48万円	5万円
2,400万円超～2,450万円以下	29万円	32万円	3万円
2,450万円超～2,500万円以下	15万円	16万円	1万円
2,500万円超	0円	0万円	0円